

# 朝鮮の年號と紀年 (下)

藤田亮策

## 一 序記

## 二 朝鮮の年號

(1) 朝鮮の建元

(2) 中國の年號

(3) 避諱年號(以上前號)

## 三 朝鮮の紀年

(1) 干支紀年

(2) 即位紀年

## 四

結語

(1) 特殊紀年

(2) 崇禎紀年

(3) 佛誕紀年

(4) 建國紀年

(5) 三元甲子

(6) 年號紀年

## 三 朝鮮の紀年

朝鮮に於いて年代を數える方法は古來多種多樣で、年數を通算するに困難が伴うばかりでなく、歷代ごとに計算が異なり、一王の年數を數えるにも一樣ではない。従つて編年史などに誤つて同じことが二ヶ處に記載されたり、一事をどこにあてはめてよいか迷うことが多い。

年號使用の複雑さにつきては前に述べた。事大の爲めに正朔を奉ずることが決して元年からと限らず、或る年號の内數年

だけが用いられる例が少くない。北元の宣光が七年と八年とだけ文献に残るのはその爲めである。大國で改元してもこれを知らないか、改元を知つても新年號を用いず舊年號を繼續することがあり、明末の崇禎などは著しい例である。

年號使用の途中でも突如として年號をやめ干支だけ用いることあり、干支紀年のみは終始變らないと言つてよい。然し干支は六十年一周の爲めに、記録・金石文の甲子をどこにあてるかに苦心し、後世編纂の歴史に一周甲を誤ることなしとい。干支紀年・即位紀年・年號紀年は中國も日本も同様であるが、三元甲子・數種の建國紀年・崇禎紀年に至つては朝鮮に最も特色がある。三元甲子・佛誕紀年は中國の摸仿であるにしても、朝鮮の如き複雜の紀年法の間の一役を演じていることは面白い。朝鮮の正祖以後基督教が傳えられ、末期には教徒の間に耶蘇紀元も知られたらしいが、特にここに紹介する程のことはないと思ふ。

### (イ) 干支紀年

干支紀年は要するに木星紀年である。木星が天を一周するに十二年かかるとして、一周天を十二分してこれに壽星・大火・析木・星紀等十二次の名をつけ、木星の所在によりその年の名とするのである。「歲在」「歲次」とする紀年がこれで、木星を歲星と呼ぶ。

甲乙丙丁の十干は十幹であり日を數えるに用いられ、十二支即ち十二枝と組み合せて月日を指すことは既に殷代に初まるらしい。これを天干地支として各陰陽に區分し、

|   |   |   |   |   |   |   |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 甲 | 丙 | 戊 | 庚 | 壬 | 陽 | 干 |
| 子 | 寅 | 辰 | 午 | 申 | 戌 | 陽 |
| 乙 | 丁 | 己 | 辛 | 癸 | 陰 | 干 |

丑 卯 巳 未 酉 亥 陰 支

以上の内から陽干と陽支、陰干と陰支とを組合せて六十甲子を作り、これを以て歳を分ち月を建て日を區分する方法は漢代には完成していた。<sup>(1)</sup>この干支年は甲子に初まつて癸亥に終り六十年で一周する。月建朔閏につきては混亂するので今觸れないこととする。

高麗及び朝鮮の金石文には十干十二支を別名で示す場合が多いので、引用例を読む便の爲めに煩をいとわず次に擧げて置く。漢では五行に配し五方に充て、日本では十干を兄弟<sup>エト</sup>に分つ。

天 干 (十 幹)

|              |     |     |     |     |              |     |     |     |     |
|--------------|-----|-----|-----|-----|--------------|-----|-----|-----|-----|
| 甲            | 乙   | 丙   | 丁   | 戊   | 己            | 庚   | 辛   | 壬   | 癸   |
| 闕 逢          | 旃 蒙 | 柔 兆 | 強 圉 | 著 雍 | 屠 維          | 上 章 | 重 光 | 玄 駘 | 昭 陽 |
| 端 蒙          | 游 兆 | 疆 圉 | 徒 維 | 祝 犁 | 商 橫          |     |     | 元 駘 | 尙 章 |
|              |     |     | 強 梧 | 徒 維 |              |     | 橫 艾 |     |     |
| ┌──────────┐ |     |     |     |     | ┌──────────┐ |     |     |     |     |
| 木            | 火   | 土   | 金   | 水   | 青            | 赤   | 黃   | 白   | 黑   |
| 東            | 南   | 中   | 西   | 北   | 東            | 南   | 西   | 北   | 北   |

朝鮮の年號と紀年(下) 藤田

地支(十二枝)

|   |     |     |     |    |    |
|---|-----|-----|-----|----|----|
| 子 | (鼠) | 大歲  | 困敦  | 歲次 | 玄枵 |
| 丑 | (牛) |     | 赤奮若 |    | 星紀 |
| 寅 | (虎) |     | 攝提格 |    | 析木 |
| 卯 | (兔) |     | 單闕  |    | 廋安 |
| 辰 | (龍) |     | 執徐  |    | 壽星 |
| 巳 | (蛇) |     | 大荒落 |    | 鶉尾 |
| 午 | (馬) |     | 敦牂  |    | 大鶉 |
| 未 | (羊) |     | 協洽  |    | 鶉首 |
| 申 | (猴) |     | 涒灘  |    | 實沈 |
| 酉 | (鷄) |     | 作噩  |    | 大梁 |
| 戌 | (犬) |     | 闕茂  |    | 降婁 |
| 亥 | (猪) | 大淵獻 |     |    | 諏訾 |

干支の別名は碑誌の金石銘に好んで用いられ、これと関連して月日の異名が使用される場合が多い。

甲子で歲を定め月を数える方法が何時朝鮮に傳えられたかは明でない。少くとも漢の四郡設置後は漢人によつて半島の北部に傳えられ、西紀後四世紀まで使用せられたことと思ふ。帶方郡の埴銘に稀に甲子を見ることができ、年號使用の時代になつて干支の知られたことは當然であるが、干支のみの紀年法がそれより早く行われたかと想像されるが、これも推定に

止まり、朝鮮にはこれを徴すべきものが遺つていない。

朝鮮に於ける甲子紀年使用は三時期に分けて考えるのが便宜である。

### (1) 年號使用以前

干支の使用が朝鮮半島に伝えられたのは明でない。西北地方に燕齊人の移住した紀元前三世紀頃には彼等がこれを使用したのであろうし、南隣の韓族にも伝えられたかも知れない。洛東江流域及び後の新羅の都城慶州地方に、早く金屬文化が傳えられて特殊の發達を示して居ることは、傳説の如く漢族の遷移が考えられぬこともない。しかし彼等が年號または干支を使つたとする證據は求め難い。西紀前一〇八年漢の四郡設置以後の郡縣の人々は、當然前漢の年號を用い甲子を以て年月を數えたとして誤はない。この風が三韓の人々に伝えられたにしても、その使用の有無を知るべき方法がない。

滿洲に於ける高句麗は四世紀末に、新羅は五世紀末頃に自年號を建て年數を算えている。その頃には年號と共に干支を使用して居り、その併用の例はいくつも擧げられる。然し年號以前に、高句麗・百濟・新羅・加羅諸國が、王の即位何年を數えると共に、干支のみでこれに代用したか否かは徴すべき資料がない。これにつきては更に慎重の考慮と研究とを必要とする。

### (2) 年號と併用

年號使用以後に至つては、數字の年數と共に干支を用い、或は數字を省き年號と甲子のみを以て年數を示す例も少くない。朝鮮に於いては、年號と共に甲子使用例が壓倒的に多い。

公式の文書・公簿に年號を使用しても、略式の私文書・半公文書には干支のみで年を數えることが少くなく、近世の賣買公券・戸籍・書簡には甲子のみ例が多い。この風は年號使用以前からの習慣といふよりも、簡略に「何の年」とする利便

に基づくものである。明治以前の日本の干支使用の風習もこれと同様である。

年號使用の際に年數を除き「延祐甲寅」「泰定甲子」等とする例も少くなく、高麗時代に特に多いのは唐末から宋代の風潮を傳えたものであろう。また干支をその別名で表わすのは金石文・詩文の裝飾でもあつて、月の異名・日の別名をも併せ用ゐることが多い。干支を以て歲星の位置を示すには歲在・歲次・歲集・龍集・青龍・蒼龍等の文字を冠するを常とする。

次に年號と干支併用の實例を示す。

大昌元年歲次戊子八月廿一日癸未

○新羅眞興王二九(五六八)

(新羅眞興王巡狩碑)

開元十三年乙丑三月八日鐘成記之

○新羅聖德王二四(七二五)

(上院寺鐘記)

元和八年歲次癸巳九月庚戌朔九日戊午建

○新羅憲德王二五(八一三)

(斷俗寺神行禪師碑)

大中十三穰龍集于析木津憲安大王卽位之後年也

○新羅憲安王二(八五八)

(寶林寺彰聖塔碑)

開寶八年龍集淵獻十月日立

○高麗光宗二六(九七五)

(高達寺元宗大師碑)

辛巳年二月一日立

○新羅眞興王二二(五六一)

(昌寧拓境碑)

己丑年五月廿八日始役

○高勾麗(五七〇?)

(平壤城石刻)

歲次己亥八月十五日立

○高麗太祖二二(九三九)

(毗盧庵眞空大師碑)

蒼龍己未五月十五日

○高麗禎王五(一三七九)

(神勒寺石鍾碑)

乙丑十二月日記

○高麗宣宗二(一〇八五)

(武安里國長生石標)

歲在庚寅今上踐祚

○高麗明宗卽位(一一七〇)

(瑞峰寺玄悟碑)

維甲子歲四月十六日

○高麗仁宗二二(一一四四)

(許載墓誌)

時重光大淵獻相月

○高麗高宗三八辛亥七月

(薛愼墓誌)

以上は一例を擧げたばかりで、後半の干支のみの紀年例は特に多い。

### (3) 年號不使用の時

特に大國の正朔を放棄し或は中斷し、または忌避して使用しない時には甲子を以て表わす。このことは朝鮮半島の特徴で、公私文献悉く干支のみのことが多い。かかる際には三元甲子・建國紀年等を併せ用いる例がある。

新羅一統時代には唐の正朔を忠實に奉じ、不使用の年號があつても他の年號を用い、或は新年號を繼續している。また唐末からは後晉・後漢・後周の年號を次々と使用し、滅亡に至るまで大國の年號を守つたと言つてよい。勿論新羅人も日常は王の即位紀年を愛用し、或は甲子を用いたが、これは大國年號を避けた爲めではない。

高麗に入ると事情が一變し、顯宗の時の契丹軍の進入に初まり、その正朔を奉じたり宋の年號を用いたり、或は干支のみを使用して混亂時代に入つた。宋・遼・金・元の壓力とその間の外交關係によつて、その何れかの年號を用い、或は兩年號を併用し、それも僅かの間に変轉して何時から何時までを知るに困難を極める。以上の關係につきては前章の(四)を参照せられたい。

正朔不安定の時期には干支紀年が一般に行われ、公私文籍にも悉く甲子を以てした期間が多い。民間で干支のみ使用の際でも、公的性質の文献には年號が表われてくることがある。高麗史年表睿宗十一年丙申條に「四月、遼は金の侵す所となりたるを以て、正朔行うべからず、凡そ文牒に天慶年號を除去し、但甲子を用う」とあるに拘らず、その後數年間はまだ遼の天慶も宋の政和・宣和も使用の例がある。勿論甲子のみの紀年法も少くない。

高麗後半の元の勢力下にある期間は、元の年號の外に一般人は甲子を用い、墓誌・碑銘にも年號の無いものが増加する。

元廷に親近する一部と、反撥する士人及び民衆との社會相を反映している。明の洪武使用時代にも同様の状態を呈し、甲子紀年が多い。

李氏朝鮮の前期は明の正朔を奉じ、官牒公驗には正確にその年號を用いたが、一般社會は高麗以來の風を逐うて甲子のみを用いるものがあり、文集・詩集・墓誌・賣買公券を見る時は注意が必要である。

清朝に使用してその正朔を頒たれるに至つても、官牒以外は清の年號を用いず、崇禎紀年を愛用する風は後節に述べる。

金石文等の後世に遺り人の耳目に觸れるものには崇禎紀年が大部分を占め、民間の帳籍には甲子が壓倒的である。朝鮮王の徳川幕府に送る國書、禮部から對馬藩主に對する書翰等には専ら干支のみを用い、幕府の返書は日本の年號である。室町幕府の頃に、朝鮮の國書は明の年號を以てし、稀に日本の答書にその年號を使用したもののあるのと對蹠的である。康熙・乾隆・同治帝の頃には儒者・文人・官吏はその年號を使用することとなつたが、干支紀年も減少してはいない。

註

(1) 新城新藏博士「こよみと天文学」参照。

(2) 月を示すに上春・首夏・抄秋の季で示すもの、端月・余月・壯月等の異名を使用するもの、大簇・夾鐘・姑洗の十二律を以てするもの等がある。また二十四節・三伏を用い、初・旬・念・忘・晦及び俗節を以て日を示すことも歳次使用の際に特に頻繁である。

(3) 年を表わずに唐虞の載・夏の歳・周の祀の外に、稷・年・黍があり、金石文に多い。また十二年を紀、三十年を世として示す習慣も紀年に表われて來る。

(4) 善隣國寶記中「應永十六年遣朝鮮書、嚴中撰」の末に「永樂七年六月十八日日本國管領源道將、拜復朝鮮國議政府左右丞相公閣下」とある。

## (ロ) 即位紀年

### (1) 王位歴年

歴代王の即位から何年と計算する風は、洋の東西を問わず最も早くから行われ最も永く廣く流通している。中國に於いて



は殷王の實例を甲骨文字に證することができ、西周以後も専らこれが使われた。何王何年を以て年數を計る方法を即位紀年と總稱する。

朝鮮半島に於いても、この方法が古くから採用されたことが推測され、三國史記の基本史料となつたものの中に、各國の王代曆の如きものあつたことが考えられる。建國神話のものも織りこまれているが、王の即位と薨去以外には史實らしいものの少いことが特色で、日本の古事記・日本書紀の前半もこれに似ている。史實であるか否とに拘らず、何王の何年にこんな事があつたと國民に語り傳えられて來たことが、後には記録されて、古代史の最初の筋を作つてゐる。この風は後世まで繼續して行われて、中國の年號紀年や甲子紀年が採用される頃になつても決してすたつてゐない。特に新羅以來、王の實名を直接呼んで何王何年と言つた例が多く、三國遺事に「第八阿達羅王即位四年丁酉」・「第二十一毗處王即位十年戊戌」・「以眞平王十七年乙卯生」の如き文例はそれで、阿達羅・毗處・眞平は王名で諡號ではない。寶林寺塔誌の「情王」・「凝王」も實名の「諡靖また祐靖」と「凝廉また膺廉」の略稱で、國民の親しみ深い呼び方であつた。高麗王の薨後の呼名にも「文明大王(定宗)」・「仁孝大王(文宗)」・「大尉王(忠宣王)」の何年とし、また「宣王(宣宗)」・「睿王(睿宗)」・「仁王(仁宗)」・「周陵(靖宗)」・「英陵(肅宗)」の何年と呼んでいることは、永い間の民衆の習慣がそのまま表われているもので、興味が深い。

李氏朝鮮の記録・帳簿等で歷年を示すには必ず「何王何年甲子」として列擧するが例である。交隣志卷四には次の如くに記してある。

世宗二十五年癸亥、定歲賜歲船約條

中宗七年壬申添約條

光海元年己酉改定約條

殆ど悉くの記録・事蹟・文獻がかくの如き記載法である。次に「王何年」の紀年例を示す。

于時未雛王即位二年癸未也

○新羅未鄒王二

(我道和尚碑)

時情王即位三年 大中十二年戊寅

○新羅憲安王祐靖三

(寶林寺鐵佛造像記)

咸通十一年庚寅五月日 時凝王即位十年矣

○新羅景文王凝廉元

(寶林寺北塔誌)

光宗御宇四年春

○高麗光宗三壬子

(普願寺法印碑)

時聖上御圍之十八載

○高麗顯宗丙寅

(弘慶寺碣)

我皇上踐祚丙戌歲春正月

○高麗文宗即位丙戌

(七長寺慧昭碑)

上嗣位之四年乙巳秋七月庚午

○高麗仁宗三乙巳

(靈通寺大覺國師碑)

上御宇十年歲在大淵獻壯月七日

○高麗仁宗九辛亥

(僊鳳寺大覺國師碑)

宣王二年宋神宗元豐七年甲子

○高麗宣宗元甲子

(雲門寺圓應碑)

仁廟踐祚十一年壬子

○高麗仁宗一〇

(寧國寺圓覺碑)

肅宗即政三年

○高麗肅宗二丁丑

(安稷崇墓誌)

玄陵在位之二十年庚戌秋九月十日

○高麗恭愍王即位一九庚戌

(檜岩寺禪覺王師碑)

今上守位之十有一年五月

○高麗禎王一〇甲子

(安心寺指空石鐘碑)

忠憲王三十七年辛亥七月二十七日

○高麗高宗二八辛亥

(瑩源寺寶鑑塔碑)

我殿下嗣服之三年萬曆辛亥

○朝鮮光海君三辛亥

(崇仁殿碑)

昭敬王十八年舉進士

○朝鮮宣祖一八乙酉

(林藝墓碣銘)

## (2) 稱元法の問題

上記の如く、王の何年を以て年を數える方法は好んで一般に行われ、他の紀年法よりその實例が多い。但しここに問題がのこるのは、前王の薨年と新王の即位とが同じ年であること多く、この年を何れの王の年數に計算するかということである。史家はこの稱元法を踰月と踰年に分けて論じている。即ち即位の翌月を新王の元年その月とするは踰月稱元、前王薨去の翌年正月を以て新王の元年とするのが踰年稱元法である。

朝鮮の稱元法につき最初に今西龍博士はその全體的の研究の結果を發表され、小田省吾先生は三國史記に示された歴代王の稱元につき詳細の検討を行われたもので、以上によりこの問題は解決しつくされたかの觀がある<sup>1)</sup>。然し史籍に示された結果のみからすれば踰月稱元と踰年稱元とが表われてくるが、私見からすると朝鮮にあつては本來「即位稱元」であつたものと考へるので、總括的にこの稱元法に觸れて見たい。

今西博士の「朝鮮に於ける國王在位の稱元法」の要領を採取すれば次の如くである。(a)金富軾は新羅、南解次次雄條に「人君即位、踰年稱元、其法詳於春秋、此先王不刊之典也」と史論し乍ら、その編修の三國史記は舊三國史の紀年のまゝに踰月稱元を採用している。(b)ただ羅の味雛王・麗文咨王・羅昭聖王の元年のみは、前王が十二月に薨去の爲め、翌年正月に元年を稱し、形式上は踰年稱元の形をとつている。(c)權近の三國史略・洪汝河の木齊家塾東國通鑑提綱は、金富軾を非難して三國歷代を悉く踰年に變更した。徐居正等の東國通鑑は「踰年改元、乃禮之正」と儒論を並べながらも、三國と新羅とは三國史記に従つている。但し麗の長壽王七十五年を文咨王元年としたのは通鑑の誤である。(d)高麗時代は諸史籍悉く踰年稱元となつてゐる。然し踰年稱元の形式に捉われた爲めに、通鑑は同年に二王即位の二例、即ち高麗順宗と昌王とを本紀から

消失している。(e)李氏朝鮮は踰年稱元を實施したが、魯山君・燕山君・光海君の三廢君のみは、廢位の年に新王の元年を稱している。(f)朝鮮の王が即位の年に元年を稱した實例を例示して、これを特例としていられる。(g)崇禎紀年の數例を擧げて注意を促された。

以上により今西博士は、三國・高麗が踰月稱元法を採用し、李氏朝鮮に至り實際に踰年稱元を行つたとされ、高麗時代が踰月稱元であつたものを高麗史には踰年稱元に改めたことを明瞭に説かれている。また同じ三國時代及び新羅時代を三國史記・東國通鑑・東史綱目等が踰月稱元で通しているのに、史略・通鑑提綱等が踰年に變更し、その變更の無理の爲めに多少の誤の生じたことを注意されていることは感謝すべき點である。

小田先生の「三國史記の稱元法」は、極めて詳密統計的で、朝鮮の稱元法を考うる人は必ずこれを基礎とする必要がある。朝鮮歴代の稱元論及び儒家の説等につき、これ以上再述する必要を認めず、ここには小田先生の論述の要點のみを擧げ、後に總括して批判することとする。

(a)王位紀年の計算に三種がある。

一、即位の年を元年とし、薨年までを在位とする——三國史記年表。

二、即位の年を元年とし、薨年の前年までを在位年數とする——三國遺事王曆。

三、即位の翌年を元年とし、薨年までを在位數とする——高麗史年表。

(b)踰年稱元に對して、前王薨去の年に元年を稱するを薨年稱元とし、薨年稱元を踰月稱元と薨月稱元とに區分する。

(c)三國諸王の稱元を分類すれば（ここには數字のみを擧げる）。

薨年稱元

一〇九王

踰月稱元

二四王

薨月稱元

一〇王

踰月薨月未詳

七五王

踰年稱元

三五

以上により、三國史記の稱元法は薨年稱元を原則としたことが知られる。

(d) 舊洛國記・金石文の例によるに、高麗時代は薨年稱元を以てし、王在位年數も即位から薨去の年までを數えている。三國史記の法と高麗とは同様である。

(e) 三國史記と日本書紀の百濟王の記事を比較するに、前王薨後兩三年にして新王即位と思われるものも、史記には一律に前王薨年に新王元年としてある。史記の誤である。

(f) 三國史記は薨年稱元を第一原則とし、踰月稱元を第二原則としている。但し十二月前王薨じ、翌正月新王元年を稱したと見なすべきもの十例ある。新羅の眞德・文武・敬順の三王は、明かに前王の薨月内に元年を稱しているが、踰月稱元の原則にもとる例である。

以上の外、三國史記記載の稱元法に關する誤謬及び史記年表と遺事王曆との記載の相違を比較し、最後に今西博士の前述の説を論評している。朝鮮の稱元法につき餘すところなく記述して、敢て一言を挾む餘地が無いかに見える。

要するに三國及び新羅の王位稱元は、前王薨去の年に直に新王が即位して元年を稱したもので、安鼎福の説を採つて小田先生がこれを薨年稱元法と言うは當つて居る。またいくつかの例を除き、三國史記には踰月稱元の形となつて居り、今西・小田兩先生ともにこれによつて、三國史記は踰月稱元法を採用していると認めた。然し、三國史記には僅かに數例ではある

が、前王薨月内に新王元年を稱したものがあり、高麗にもこれを認めることができる。金富軾が三國史記編修に際し、踰年稱元に訂正することはしなかつたが、意識的に踰月稱元を用いようとしたか否かは大きな疑問がある。また高麗時代の人々が踰月稱元法を採用したとする證據もない。月日につき十分の資料のなかつた三國新羅の史料から、三國史記を編年するに當り、前王薨去の翌月頃に元年とする記事があつただけであつて、踰月稱元が第二原則であるかにも疑を持たざるを得ない。そこで私はここに朝鮮の王位紀年法の根本は、即位稱元法であつたをしたい。即ち前王薨去と共に新王即位して元年その日を稱するのである。前王と後王との間に數年の空位の例も考えられるが、寧ろこれこそ例外である。王の在位年數は、史記年表の如く即位から薨年まで通算するのが常であつた。この方法は中國の紀年法の通用の如何に拘らず、高麗を通じ李氏朝鮮にも一般民衆の間に愛用された王位年法なのである。

### (3) 即位稱元

六國史によれば、文武天皇以後日本の皇位繼承は即位稱元法である。明治年間の皇室典範を見るまでもなく、前天皇の崩御または讓位により、新天皇は直に皇位に即き、元年その月その日を稱するのである。中國風の年號が用いられるに至り、年號紀年と皇位紀年とが併用されて來たが、明治以後一代一元となつて即位稱元がはつきりとして來た。持統天皇以前につきては、書紀・續紀によれば、前天皇の薨年に即位しても踰年稱元である。このことにつきては別に考えるところあるも今は省略する。朝鮮半島の諸王國・諸小國も、日本と同じ即位稱元であつたものと考えられ、或は日本の王位紀年は半島から傳えられた風習ではなからうか。即位年稱元の風が上古以來朝鮮の一般の風潮だつたとすれば、史籍に表われた王位紀年はもつと素直に解釋できる。多くの學者の説く從來の踰月稱元説も、やはり中國の儒教的な考え方、即ち一歲星の下に二天子なく同時に二王あるべからずとの見方が基礎となつて居り、史家はこれによつて歷代を整理せんとして來たものである。不幸にして古代

の文献には即位の日時まで正確に伝えられたものが少く、而かも王の何年を以て數える習慣が強いので、僅かの資料を以て組立てた王の歴年には、踰月にも踰年にも見られるものがあるのである。高麗史・李朝實錄等が明確に踰年稱元法を採用したのは、李氏朝鮮初期の朱子學順奉の人々の儒教的立場に基づくもので、これら官撰の歴史と關係なく、民間で即位稱元を使用していた證據は、國朝寶鑑・地理志の如き官撰書にも見られる。高麗末や朝鮮初の儒論のやかましい時にも即位稱元の實例があるのに、三國・新羅に踰月稱元でなければならぬ理由はどこにも無い。小田先生の即位月の統計によつて見ても、前王薨去翌月または翌々に次王の元年を稱するものの少くないのは、踰月稱元であるとの證據にならぬ。僅かの例でも前王薨去と新王即位が同月内に明示された例を重視すべきでなかつたか。以下に即位稱元の實例を時代別に擧げて見る。

④ 三國ノ新羅 小田先生の「同一月内に於ける次王の稱元」例を拜借する。何れも三國史記本紀の記事であるが、その年の甲子は年表により挿入する。

善徳王十六年（丁未）春正月、毗曇・廉宗等謂女主不能善理、因謀反擧兵不克、八日王薨。

眞徳王元年（丁未）正月十七日、誅毗曇、坐死者三十人。

正月八日に善徳女王薨じ、同月内に眞徳女王元年とした例である。小田先生は「二月以降を同王元年とすべきなれども、以上の事實を明確になさんが爲め」に新王元年と書いたと解釋している。私は本紀の記述のまゝに信じてよいと思ふ。

太宗武烈王、八年（辛酉）六月王薨、諡曰武烈。

文武王元年（辛酉）六月、入唐宿衛仁問・儒教等至告王、云々。

景明王四年（丁亥）甄萱以救兵未至、以冬十一月掩入王京……逼令王自盡。

敬順王元年（丁亥）十一月、追尊考爲神興大王。

前者では唐の命が六月に來た爲めに直書したのであり、後例では前王を殺してその族弟を王とした事實を知らしめん爲めと小田先生は解釋している。私ほかかる非常時であつた爲めに、薨去・即位の年月が正しく伝えられた好例であると考え。新羅人が月を踰えて元年としなければならぬ理由がどこにも無いからである。

⑨王氏高麗 この時代には歷代には歷代の實録があつて、山間寺院の史庫に格納されていた。李氏朝鮮初期に至り前代の歷代史編纂の議が初まつたのは太祖の時であるが、高麗末の史實記載に關して議論があつて、高麗史節要・高麗史ともに成就したのは文宗王の時である。今日の高麗史・節要は何れも踰年稱元法を嚴守し、高麗の歷代實録或は史官史草の王位紀年を全部書き改めてある。この改正が鄭道傳の「高麗國史」に初まるか「讎校高麗史」にあるか、長年月に互る改修改編の爲めに明ではないが、鄭道傳の頑固な朱子學の見解に出發すると見てよいのであるまいか。當時には實録・史草の外に文集・墓誌銘その他の史料も多數保存せられ、これを取捨編修の際に、踰年稱元とする爲めの誤を生じた點を、傳記等に於いて指摘できる。

然し金石文・文集等の記事によれば、當時の人々は王即位何年を使用し、踰年稱元でなかつたこと明確で、高麗史と根本資料との間に一年の差があつて研究上不便を極めている。そこで朝鮮總督府の朝鮮史編修會は、その第三編の編纂に當り高麗史の踰年稱元を捨てて、即位稱元法に改めたことは大英斷であつた。但し高麗太祖十八年までは第二編に納めて新羅末王に並記し、而かも踰年稱元のまゝである。また第四編に表われる高麗時代の記事は高麗史の紀年を踏襲し、同じ「朝鮮史」三十卷に於いてすら統一を缺いている。まことに遺憾千萬の編修方針であつたと言わざるを得ない。

高麗時代に即位稱元が行われたことは小田先生の論文にも八例を擧げて説明を加え、「薨年稱元が高麗時代一般に行はれたること疑を容る餘地なし」と結んである。私はこれを擴大して「高麗時代は三國時代以來の風習をうけて、一般に即位



稱元を行つたこと疑なし」と改めたい。次にその實際例のいくつかを列記する。○印は高麗史年表による。

我皇上踐祚丙戌歲春正月

○靖宗二二(一〇四六)

(七長寺慧炤碑)

上嗣位之四年乙巳秋七月庚午

○仁宗三(一一二五)

(靈通寺大覺國師碑)

宣王在位第二年是宋元豐七年春正月・

○宣宗元(一〇八四)

(同 右)

文廟二十三年歲在戊申……時熙寧元年也

○文宗二二(一〇八六)

(文珠院重修碑)

裕陵在宥之十祀甲午

○睿宗九(一一一四)

(文公元墓誌)

歲在庚寅今上踐祚

○毅宗二四(一一七〇)

(瑞峯寺玄悟碑)

肅宗卽政三年上命中書舍人尹灌等使入宋

○肅宗二丁丑(一〇七九)

(尹稷崇墓誌)

今上御宇之八載貞元二年甲戌也

○毅宗八甲戌

(朴景軾墓誌)

今上卽祚二年乙亥

○忠烈王元乙亥

(金坵墓誌)

大尉大王卽祚之年戊戌五月

○忠宣王復位

(法住寺慈淨碑)

玄陵在位之二十年庚戌秋九月十日

○恭愍王一九庚戌

(檜巖寺禪覺碑)

恭讓君卽位之明年庚午

○恭讓二甲午

(億政寺大智碑)

以上の内、朴景軾墓誌のみは毅宗王八年を貞元二年として、踰年稱元となる。また最後の恭讓王は、廢王昌の在位を無視して己巳を元年とすること他にも例がある。高麗史・同節要・東國通鑑・東文選・文集に示される紀年に相違のある點をいくらか挙げ得るが、いまはこれら枝葉の點を避けて重點のみに限ることとする。

(三) 李氏朝鮮 朱子學を國學とした朝鮮にあつて、實録に示されている王の歴年と異なる卽位稱元法が一般に行

われたことを知るのは興味深い。

今西博士の「國王在位の稱元法」には、八例を擧げて朝鮮に於ける即位年稱元の實際を認めていられる。

殿下之四年秋七月 (高麗史福傳、禡三年丁巳)

〔圃隱集送鄭達可奉使日本序〕

太宗王戊戌八月乙酉……予在位今已十九年矣

(太宗王十八年戊戌)

〔國朝寶鑑五〕

我殿下即位之十年戊戌春正月

(成宗九年戊戌)

〔東國輿地勝覽序〕

萬曆十六年 今上即位之二十有二載戊子

(宣祖二十二年戊子)

〔光國志慶志後序〕

昭敬大王二十二年戊子

(宣祖二十一年戊子)

〔光國志慶志跋〕

我聖上二十七年辛巳

(肅宗二十七年辛巳)

〔同 右〕

(宣廟三十九年丙午に柳永慶即位四十年賀を稱す)

〔荷潭破寂錄〕

上 (正宗) 之二十年乙卯

(正宗十九年乙卯)

〔兩賢傳心錄奉命序〕

以上の外、朝鮮の碑記・日記・野乘の類には即位の年を以て元年とし王之何年を稱した例が極めて多い。不幸にして手許に野乘も日記もなく、多年収集の資料も失つたので、金石文その他からいくつかの例をひき、今西博士の例示を補足して置く、公刊しない日記・野乘・邑誌・事蹟などを見る機會のある人々は、同例を集めて貰いたい。

(世祖) 七年辛巳夏五月壬子

○世祖六年辛巳

(興天寺鐘銘)

我主上殿下在位之十年甲申

○世祖九年甲申

(圓覺寺碑)

世祖大王十四年南巡

○世祖十三年戊子薨

(濫陽神井碑)

高麗三十九年辛亥我聖上即位之四年也

○光海君三辛亥

(桓祖定陵神道碑)

今上三年丙辰

○肅宗二丙辰

(大興寺事蹟碑)

上之二十年乙卯孟冬

○正祖一九乙卯

(禁夢庵重修記)

英廟二十九年壬申

○英祖二八壬申

(江陵青鶴寺事蹟)

聖上即位二十七年己丑二月下辭

○李大王二十六己丑

(乾鳳寺事蹟)

但し肅宗王以後は、康熙・乾隆文化の浸潤著しく、上下に大國の風がゆき渡り、踰年稱元も民間の墓碑・事蹟碑にまで示されたものが少くない。それにも拘らず李大王の時まで僧徒・武人が即位年元年の紀年法を維持した根強さを知ることができ、儒家兩班と一般民衆との實生活の乖離を注意すべきである。<sup>(2)</sup>

註

(1) 今西龍「朝鮮に於ける國王在位の稱元法」(東洋學報二一三)

小田省吾「三國史記の稱元法並に高麗以前の稱元法の研究」(東

洋學報一〇一一、一二)

(2) 高麗史世家は、歷代王の即位以後の月日を前記として元年の前に記述し、薨去の月日で止めてある。高麗歷代王實錄及び史草の

類が、即位稱元法により記述され、即位の日からその王の元年その日とされていたものと思う。李朝實錄でも世宗・文宗・端宗以下は、踰年稱元の元年正月以前を前書として一冊乃至二冊に納めている。他の編年史に見られない形式である。世祖・中宗・仁祖は廢君の後であるから、即位の年のその月から元年として取扱っている。

## (ハ) 年 號 紀 年

年號を以て年を紀する方法は年號紀年と名付けてよい。朝鮮の自年號・朝鮮に使用の大國年號につきては、前章に詳説したのでここには記述を省略する。朝鮮には年號が甚だ普及して一般に行われたに拘らず、年號を使用せず干支のみの時期、王位紀年・崇禎紀年等も用いられて、資料の取扱に慎重を要することの多いのは前にも述べた。

(二) 三元甲子

十千十二支の甲子は六十を以て一周し、六十周甲を一元として、上中下の三元を繰り返す紀年法がある。これを三元甲子という。たとえば、

|   |   |   |   |    |    |      |
|---|---|---|---|----|----|------|
| 上 | 元 | 黃 | 帝 | 六一 | BC | 二六三七 |
| 中 | 元 | 少 | 昊 | 二一 | "  | 二五七七 |
| 下 | 元 | 少 | 昊 | 八一 | "  | 二五一七 |

これを初三元として、この方法で六十年を繰り返し、西紀一九二四年の中元甲子まで二十六三元、七十七甲子を數えることができる。昭和三十三年は中元甲子三十五年戊戌に當る。

勿論三皇五帝の時に甲子使用があつた譯でなく、後世の曆算家の逆算して作つたものであるにしても、通算紀年法のなかつた東亞諸國には一種の魅力があつたらしく、唐宋の風を傳えて高麗時代にも使用された。紀年法の複雑な朝鮮半島では、單なる模倣といふより實用上簡便な歷年算法と考えられたのであるまいか。

朝鮮に於ける三元甲子使用は私の知るもの四例に過ぎないが、不幸にして高麗の墓誌名の二例は手許にない。

上元甲子四十七統和二十七庚戌年二月一日(開心寺石塔記)

大歲下元己未二月十三日甲子薨卒二十一日壬申茶毗(歸法寺玄應墓誌)

統和二十七年は己酉に當り、一年の誤差がある。この年以前の上元甲子は宋の乾德二年<sup>九六</sup>に相當し、甲子から四十七年目は統和二十八年庚戌<sup>一〇〇</sup>となる。鮎貝翁の雜攷にこの碑のこの銘をひき、成宗十三年から四十七年目としたのは誤で、上元甲子の存在を知らなかつた爲めと思う。朝鮮金石總覽が顯宗庚戌としたのは正しい。

今高麗中期の三元甲子を表示すると次の如くなる。<sup>1</sup>

|   |   |        |         |       |
|---|---|--------|---------|-------|
| 上 | 元 | 麗光宗 一五 | 宋太祖乾德 二 | 西 九六四 |
| 中 | 元 | 顯宗 一五  | 仁宗天聖 二  | 一〇二四  |
| 下 | 元 | 宣宗 元   | 神宗元豐 七  | 一〇八四  |
| 上 | 元 | 仁宗 二二  | 高宗紹興 一四 | 一一四四  |
| 中 | 元 | 神宗 七   | 寧宗嘉泰 四  | 一二〇四  |
| 下 | 元 | 元宗 五   | 理宗景定 五  | 一二六四  |

前掲の歸法寺首座玄應は肅宗王の子であるから、肅宗以後の下元甲子は宣宗元年<sup>一〇</sup>に當る。二月十三日が甲子、二十一日が壬申に當るのは南宋紹興九年<sup>一一</sup>三九己未以外になく、高麗仁宗己未に相當する。當時の人々が三元甲子曆を正しく使用したことが知られる。

以上の外に三國遺事に、

上元元年甲戌二月（文虎王法敏條）

上元元年庚子（鉢淵數石記）

とあるが、前者は唐高宗上元元年甲戌<sup>四</sup>六七を指し、後者は唐肅宗上元元年庚子<sup>〇</sup>七六であつて、何れも實際の年號を使用し三元甲子に關係は無い。

また運開甲子・開闢甲子・天開甲子等の例がある。

有本朝名士吳世文、作歷代歌、從大金貞祐七年己卯、逆數至四萬九千六百餘歲、爲盤古開闢戊寅。又延禧宮祿事金希寧

所撰大一歷法、自開闢上元甲子、至元豐甲子、一百九十三萬九千六百四十一歲。又纂古圖云、開闢至獲麟、二百七十六萬歲（三國遺事）迦葉佛宴坐石）

天開甲子後六萬九千三百八十五年、午會第十三運之二百六十五年己丑二月上浣（朝鮮寺刹史料）原州龜龍寺事蹟）  
是以運開一千甲子、始遇聖明、曆數五百星霜、再逢賢哲（大安寺廣慈大師碑）

以上は地理讖緯説と言われる道誥者流の思想で、儒道佛を巧に取り入れた一種の陰陽論で、高麗中期から佛徒の間にも盛となつた。その説の内に、「天開於子、一萬八百年、好成寥廓之氣、地闢於丑、至一萬八百年、始成厚重之形、人生於寅、與天地爲一三才之理」とある如きその一例で、「正當午會之中」とか「至四萬餘年、伏羲氏造書契」等の語により、その教理の一端が知られる。「天人之際雖遠、而布算積刻苟錄千年、則必得甲子朔日夜半冬至云」これは一千年甲子の説で、甲子朔日冬至は曆數家の説を採つている。又「人皇氏以後、至四萬五千六百年甲辰、即帝堯即位之元年、堯之二十五年戊辰、即檀君即位之元年也」により、檀君紀元もこの地理説者の説に基づくことが知られる。三元甲子とどこかに相通ずる考があり、一部の道佛教徒に使用され、後の天道教・大倅教に續いている。<sup>2)</sup>

註

(1) ここに引く三元甲子表は「歐亞紀元合表」の三元甲子編年表による。

(2) 讖緯地理説は高麗以來普及して、占墓・設宅・築城・置京に

もその説を第一とし、高麗の開京にも李氏朝鮮の京城遷都にも地理家が暗躍したことは著名である。鶏龍山遷都計畫もそれである。讖緯説が後の天道教その他の經典の根本となつているが、僧徒の間にも擴まり、道誥の遺流の書いたものにこの説が多い。

## (ホ) 建國紀年

歷代王朝の建國以來の年數を以て年を數える方法を建國紀年または開國紀年という。日本の二千六百年と稱するもこの類

である。朝鮮の高宗（李大王）三十一年甲午に開國紀年五〇三年を公布したのは最も著名である。魚允迪氏の東史年表に檀君紀年を標記して、西歴と上下相對しているのは面白い。半島の民族意識の高まるにつれてこの紀年法が表われて来る。檀君紀年是一種の建國紀年といつてよく、古朝鮮・中朝鮮・新朝鮮などの表現も、同じ思想から出發している。

三國史記年表及び三國遺事王曆には、新羅・高句麗・百濟の開國以來の歷年數を明記して本紀と首尾相應じている。

百濟 百濟三十一王、六百七十八年而滅（年表）

庚申國除 自溫祚癸卯至庚申、六百七十八年（王曆）

高句麗 高氏二十八王、七百五年而滅（年表）

戊辰國除 自東明甲申至戊辰、合七百五年（王曆）

新羅 新羅五十六王 九百九十二年而滅（年表）

自五鳳甲子至乙未、合九百九十二年（王曆）

新羅の開國を漢五鳳甲子西紀前  
五七、高句麗を建昭甲申西紀前  
三七、百濟を鴻嘉癸卯西紀  
一八とする三國史記以下の建國年紀が、史實に合

致しないことは言うまでもない。<sup>(1)</sup>しかし新羅が自國の建國を甲子に置き、二十年後に高句麗、更に十九年後に百濟の開國としたことが、單なる新羅史家の作爲であろうか。新羅が建國を中元甲子の漢の五鳳元年にあてたことに不自然のものがあるにしても、三國共にその末期頃には既に建國傳説を持ち、歷代王の名も實在と信ぜられ、陵廟を設けこれを祀つていたのである。

日本の上世歴代が史實であるか否とに拘らず、後世何人かによつて作られたものとする證迹なく、何時しか民族の間に成立して語り傳えられたもので、三國の上世王の名も固有名と思われぬものが少くないことから、同じ成立課程が考えられ

る。<sup>(2)</sup> 少くとも高句麗も百濟も早く始祖開闢傳説を持ち、神格化した數代または十數代がその後には續き、國の基礎が固まる頃には王代曆も形成されたと思われる。舊三國史等の資料は、各國の王代曆のようものを持ち合せないと編成できない筈である。これを後世の馬韓や檀君の歴代記と同視するのは誤である。

して見ると、各國の大體の建國歷年數は七世紀頃にできていて、王の名も排置された一種の王代一覽の存在を信じてよいのであるまいか。日本に渡つた歸化人たちの都慕王何代の子孫とか、好太王の裔とする素性書を、全部僞作とすることはできない。歸化人がかく信じて主張する何ものかができていたのであろう。少くとも高句麗には建國七百余年の傳説のあつたことを後に例示する。

高麗・朝鮮ははつきりした建國紀年を持ち、實際に使用していた。金海任那の駕洛國記に類するものも、他にも少くなかつたことと思う。

### (1) 高句麗建國紀年

洛陽北邙山から發見された墓誌のうち、高句麗高慈の墓誌銘に左の一句がある。

自高麗壘立至圜破已來七百八率

高慈は高句麗滅亡に際し唐軍に降つたものと思われ、高氏を稱するは五部の貴戚の一人である。その墓誌に建國以來七百八年とすることは、當時の高句麗人が何等かの王代曆または國史を持つていたと考えるより外なく、まことに興味深い事實である。

高句麗敗亡の唐總章元年戊辰<sup>六六</sup>を基準として七百八年を逆算すると、前漢元帝永光四年辛巳<sup>四〇</sup>西紀前に當り、三國史記の甲申より三年早くなる。何れにしてもこれによつて早くから七百年の建國歴を傳承していたことは明である。天帝の子朱蒙



(鄒牟・仲牟・衆牟・都慕・東明)の開闢説は廣開土王碑や牟頭婁墓文によつて滅亡前三百年に信ぜられていたことが知られ、その頃には歴代王の名稱も傳えられていたかと思う。<sup>(註)</sup> 少くとも高句麗人は建國紀年を持つていたこと確實で、百濟や新羅に同じことが無かつたとは言えない。

## (2) 高麗の建國紀年

史家が王氏高麗時代を數えるには、新羅敬順王の投降の年、後晉清泰二年乙未<sup>九三</sup>を以て初めるのが常である。しかし高麗人は太祖王建が弓裔に代つて立つた後梁の貞明四年戊寅<sup>八一</sup>を建國元年としてゐる。新羅景明王二年、後百濟甄萱の十三年に當る。この年から朝鮮太祖李成桂即位の洪武二十五年壬申<sup>一三</sup>まで四百七十四年となる。

高麗建國紀年使用例は今までのところ僅に一例である。

本朝啓統戊寅三百十二歲己丑八月日書(崔祝墓誌)

啓統戊寅は王建即位の年で、その三百十二年後は高宗王己丑<sup>二九</sup>に當る。この年は蒙古軍襲來の二年前であるが、金が衰微してその年號も用いず、干支を使つていた時であつた。高麗の建國紀年例はもつと見出されると思う。

## (3) 朝鮮の建國紀年

李氏朝鮮はその前半には明の正朔を奉じて忠實にその年號を用い、清の來攻以後は専ら明の崇禎の年號を繼續し、康熙・乾隆以後に至り進んで清の年號を使用するに至つた。従つて建國紀年の遺されたものは少ない。

高宗(李大王)の三十一年甲午<sup>一八</sup>九四に朝鮮は清の羈絆を脱して大韓國と稱し、開國五百三年を以て年號に代えることとなつた。公私の文籍悉くこれを用いている。五百五年丙申に建陽と建元して太陽曆を用い、翌年光武、十一年にして隆熙と改元した。しかし開國紀年は日韓合邦の明治四十三年<sup>一〇</sup>九まで用いられている。

高宗甲午以前にも開國紀元の例があり、後世から過去を記述するに開國を以てした例は更に多い。

開國四百八十一年壬申（朝鮮寺刹史料—禾巖寺事蹟）（高宗九年）  
（一八七一）

開國五百十九年庚戌秋八月二十五日（龍堂聖蹟碑）（隆熙四年）  
（一九一〇）

開國の文字は無いが事實上の朝鮮建國紀年がある。

洪武壬申後三百六十六年夏盥手敬書（高麗國師道訛傳—英廟追記）（英祖丁丑）  
（一七五七）

洪武後八壬申秋八月觀察使金履陽撰（大徳山定光寺事蹟碑）（英祖二八）  
（一七五二）

洪武壬申は朝鮮太祖即位元年を指す。八壬申は八回目の壬申の意味である。

英祖の世には清の乾隆の年號が公私共行われているのに、かくの如き建國紀年の實施されたことを見ると、從來からの流風を追つたものと思われ、實例はもつと見出されるであらう。

次の紀年は開國紀年ではないが特殊の紀年法であり、附記して參考とする。「黃海道燃燈寺事蹟」に、

大明後二百六十年

金之六十年也我

聖上即位之二十二年也、旃蒙大淵獻歲寅月既生魄日

旃蒙大淵獻は乙亥で、その年の一月十七日の撰文なることが知られる。朝鮮肅宗二十一年が乙亥に當り、即位の年からすれば二十二年となる。然し、この年から六十年前は清太宗九年乙亥三五となり、後金太祖建國二十年目に當る。但し翌丙子に金は國を清と號し崇徳と建元し、朝鮮に侵入して南漢山の降服を餘儀なくされた記念すべき年である。それにしても乙亥から二百六十年前は明の建國後六十八年目である。この文につきては疑問がのこる。

(4) 檀君紀年

檀君なるものが唐堯と同時に即位し國を朝鮮と號したとする説を採り、堯元年戊辰を基本とする紀年法があり、これを檀君紀年と名付ける。檀君を以て帝釋天の孫とする考方が釋氏の作爲と思われるが、王儉仙人を取り入れ阿斯達山に入るとし、堯と同時にするなど、儒佛道の混合した高麗の讖緯家の説から出ていること明で、これにつきては今西博士の「檀君考」に詳述されて餘すところがない。ここでは紀年の條のみを擧げることとする。

三國遺事卷一古朝鮮王儉條に、朝鮮

魏書云、乃往二千載有檀君王儉、立都阿斯達、開國號朝鮮、與高同時○中號曰檀君王儉、以唐高即位五十年庚寅、高唐元年戊辰、則五十年丁都平壤城、始稱朝鮮、又移都於白岳山阿斯達、又名弓忽山、又今彌達、御國一千五百年、周虎王即巴、非庚寅也、疑未實

位己卯、封箕子於朝鮮、檀君乃移於藏唐京、後還隱於阿斯達山爲山神、壽一千九百八歲。

李承休の帝王韻記東國君王開國年代の初に、

初誰開國啓風雲、釋帝之孫名檀君、並與帝高興戊辰、經廣歷夏居中宸、於殷虎丁八乙未、入阿斯達山爲神、享國一千二百一十八、無奈變化傳桓因、却後一百六十四、仁人聊復開君臣。

韻記の「名檀君」の註に、

據朝鮮之域爲王、故尸羅・高禮・南北沃沮・東北扶餘・穢與貊、皆檀君之壽也、理一千三十八年、入阿斯達山爲神、不  
死故也。

檀君・檀君の文字に拘泥する必要はない。帝釋天の子桓雄が太伯山に熊女と婚して檀君を産み、帝堯と同時に即位し朝鮮と號し後阿斯達山に入り神となつたというのである。同一資料でなく高麗後期に諸説があつたと見え、一は御國千五百年と

し、他は千二十八年（夾註に千三十八年）とする。堯元年と殷武丁八年乙未とが年を數える基本となる。

帝堯即位元年につきては竹書紀年に元年丙子、路史に戊寅即位とあるも、遺事・韻記ともに皇極經世書により戊辰を元年(5)としている。

經世曆によつて唐堯戊辰を通算すると、西紀前二三五八年に當る。帝王韻紀の新羅紀末に、

金傳大王能遠計、後唐末帝清泰二、乙未仲冬朝我陸

として敬順王の高麗投降を擧げ、注して、

我太祖十八年也、自檀君元年戊辰至此、九三千二百八十八年

とある。太祖十八年乙未九三から三二八八年を逆算すれば西紀前二三三三年となる。三二八八年は三二六八年の誤か。

千佛山開心寺事蹟（光緒甲申記）に、

朝鮮開拓與堯並立、今爲四千二百十七年、人皇氏以後至四萬五千六百年甲辰、即唐堯即位之元年也、堯之二十五年戊辰即檀君即位之元年也、○中厥後一千二百十二年己卯、即周武王即位元年、亦是箕聖即位之元年也

開心寺事蹟は識緯家の書いた代表的のもので、光緒十年甲辰一八即ち明治十七年の新らしい記事であるが、天道教その他の通説といえる。多分は李朝初期の道洗漢都讖記等の傳統的記述と思われ。これによれば堯の元年は甲辰で、その二十五年戊辰に檀君即位元年とするものである。近世道家の檀君記年は悉くこれを採用し、帝堯二十一載二三を元甲子とする三元甲子の通算にも一致する。

(5) そ の 他

建國紀年とは明瞭に言えないが、實際に各王代の歷年を年代計算に利用した例が少くない。千佛山開心事蹟の次の文を參

考に擧げて見る。

明帝十四年辛未十月初八日佛教始到中國矣、厥後五百七十七年戊申、即唐太宗二十二年、亦是新羅七百三十四年也、是年國師道詵築千塔于此山。

至二百十五年辛巳、即宋高宗三十四年、亦即高麗二百九十九年也。

至於六百二十九年甲辰、即道光二十四年、亦即我朝四百五十二年也。

咸鏡監營初設於永興矣、我朝登國後至一百四年、即弘治十年丁巳也。

但しここに擧げた四例は、開國以來の年數計算に誤のあるのは、不確實の年表による逆算で、開國紀年を積み重ねて來たのではない證據であろう。

新羅の始祖朴赫居世降誕の地と稱する蘿井に紀績碑を建て、これに、

漢地節元年生

— 誕降後千八百七十一年癸亥二月日立

とある。三國史記の甲子即位より十二年前の地節元年壬子前六に生誕とするもので、一八七一年後の朝鮮純祖三年癸亥に碑を立てたとするもの。史記・遺事の所傳と異なるのは、嶺南朴氏の族譜に従つたのである。

註

(1) 三國遺事には、新羅始祖誕生を前漢地節元年壬子(前六八)

とし、史記より十二年前とする。註に「古本云建虎元年、又云

建元三年等、皆誤」とあるは興味深く、異なる開國紀年があつ

たらしい。

(2) 新羅の赫居世は遺事に「蓋郷言也、或作弗矩内王、言光明理

世也」とあつて日神を指すことを示す。新羅第三代儒理(窩禮)

十四代儒禮(世里智)、高勾麗の第二代琉璃(類利・儒留・朱

留・累利)が全く同名なのは、固有名でない證據である。

(3) 高勾麗廣開土王陵碑の第一面には、始祖鄒牟大王以來の建國

説話が記されている。西紀四一四年の建立。牟頭婁墓にも同じ神話が墨書され、陵碑と近い頃のものとされる（通溝上参照）

(5) 檀君考註引用。  
(4) 今西龍「檀君考」(青丘説叢一)昭和四年刊。

### (一) 佛誕紀年

釋迦降誕の年を元年とする紀年法は、インドに初まり中國に發達し、朝鮮及び日本にも傳えられて實際に用いられている。基督の誕生年と共に釋迦の降誕を學問の上で確定するには困難がある。しかし、いまその問題からは離れて、朝鮮半島に傳えられて使用している紀年の實際を紹介するに止める。

釋迦佛誕生の年が朝鮮に傳えられているものは、周の昭王甲寅・穆王辛酉・同壬申・共王庚辰等各種があり、一致を見えない。

會昌四年歲次甲子季秋之月兩旬九日遷化

去釋迦牟尼涅槃一千八百四年矣

當此國慶膺大王之時（興法寺廉居和尚誌）

○新羅文聖王六、會昌四年甲子、西紀八四四（一八〇四年前）周穆王四二辛酉

當成佛時釋迦如來入滅後一千八百八年耳

時情王即位三年也

大中十二年戊寅七月十七日（寶林寺毘盧舍那佛造像記）

○新羅憲安王祐靖即位三年、大中十二年戊寅、西紀八五八（一八〇八年前）周穆王五二辛未

夫釋迦佛晦影歸眞、遷儀越△紀世掩色、不鏡三千光、仇一千八百六載耳

唐天子咸通六年乙酉正月日（到彼岸寺鐵佛造像記）

○新羅景文王五年、咸通六年乙酉、西紀八六五（一八〇六年前—周共王六庚辰）

周穆王壬申佛滅、都算佛入滅、至今乙亥二千一百六十四年（海東高僧傳—覺訓奉宣撰）

○高麗高宗二年乙亥、西紀一二一五（二二六四年前—周穆王五三壬申）

自釋尊下至今至元十八年辛巳歲、已得二千百三十矣（三國遺事—迦葉佛宴坐七）

○高麗忠烈王七年辛巳、至元十八年、西紀一二八一（二二三〇年前—周穆王五三壬申）

釋迦從兜率降王宮、身放光明足踏蓮花○中乃周昭王二十四年甲寅歲也

○周昭二四壬子、二六甲寅（西紀前一〇二九—一〇二七）

釋尊西域淨飯王太子也、即周昭王二十五年癸丑四月初八日示入胎之瑞、二十六年甲寅二月初八日誕生（黃海道鶴林寺事蹟誌—天啓八年述）

此中國周昭王十三年癸丑：入胎：甲寅四月初八日午時：誕生（千佛山開心寺事蹟）

○周昭王二六甲寅（西紀前一〇二七）

隆熙二年戊申七月十七日華藏寺寂默堂重剎役事畢

釋尊誕降二千九百三十五年（華藏寺寂默堂重剎記）

○朝鮮高宗隆熙二年戊申、西紀一九〇八（二九三五年前—周懿王八甲午）

周昭王二十四年、佛從兜率天降生淨飯王宮（通度寺釋迦如來舍利浮屠碑）

○周昭王二四（壬子）

世尊降生後二千九百三十六年

朝鮮の年號と紀年（下）

藤田

涅槃後二千八百五十八年（佛甲寺創設由緒）

○朝鮮高宗隆熙三年己酉、西紀一九〇九（二九三六前—穆穆王五三壬申）

釋迦氏坊一千六百余年（龍洲寺釋迦浮屠碑）

かくの如く周昭王甲寅・穆王壬申等の種類の多いのは、唐傳・南方傳と時代により教派による中國からの傳統の差であるが、何れにしても佛誕を紀年に使用した例は他の記年法を壓している。中國及び日本の釋迦降誕の流傳と比較してその傳統を明にすべきであるが、多岐に互るので半島の例示に止める。

昭王二四・二五・二六年は昭王甲寅と傳えたものの年代推定の相異であり、同一系と思う。穆王四二・五二・五三も穆王壬申の系列と見なされる。共王のその他の例は極めて少ない。

註

佛誕生の資料は極めて多いので、手許にある朝鮮金石總覽・三國遺事・朝鮮寺刹史料から拾い出した。又佛誕に關する佛敎史家の

研究成果も引用しないこととした。それは朝鮮の紀年のみに限定したい爲めである。

## (ト) 崇禎紀年

、朝鮮は壬辰・丁酉の役に明國が大軍を以て救援したことを徳とし、再造藩邦の恩と稱して神宗皇帝を祀り、その萬曆の年號を使用するには事大の誠を以てした。然るに天啓七年丁卯二七後金の太宗が侵攻し、崇禎九年丙子には清國を稱して入攻し、京城を陥れ南漢山城を包圍した。翌丁丑三六南漢も江都も陥り、北面して清帝の命を奉ずるに至つた。朝鮮に萬曆帝を頌する聲の著しくなつたのは、實はこの年以來のことである。従つて清の崇徳の正朔を奉じながらこれを用いず、永く崇禎の年號を使用する習慣となつた。これを崇禎紀年と假稱する。爾來百年乃至二百年は千支のみか複雑の崇禎紀年が續いたの



で、文献を取扱うものには不便の上もない。

今一例を紹介する。「老松堂日本行録」は宋希環が永樂十八年即ち應永二十七年庚子に日本に使した時の日記である。谷村一大郎氏が昭和八年に鉛槧に附するに當り解説して、「崇禎四年即ち寛永八年刊行の木活字本で、正祖本に先んずること百六十有八年の刊本」としてある。しかし巻頭の寫眞版の字體を一見しただけでも正祖頃の活字本と知られる上に、卷末の刊記に、

崇禎紀元後三己未一之日始、越明年閏四月日開刊鳴陽節山」

とあり、紀元後三己未の誤讀であるのは無理が無い。崇禎三年は庚午、翌四年は辛未である。崇禎紀元後三己未とは、崇禎の末年なる十七年甲申以後の第三番目の己未を指す。朝鮮正祖王二十三年、清の嘉慶四年己未に當る。二十史朔閏表によれば崇禎四年の閏は十一月にあり四月ではない。嘉慶五年庚申に閏四月があり、この書の刊年なること確實である。かくの如き錯誤の例は極めて多い。

清の崇徳の年號が全々無視された譯では無く、清に對する外交文書とか清吏の眼に觸れる公文・官簿に崇徳を使用したこと勿論である。三田渡の清太宗功德碑は當然崇徳を用いてあるが、民間の文籍にも皆無ではない。

大清崇徳元年冬十有二月寬溫仁聖皇帝○下略

崇徳四年十二月初八日立（清太宗功德碑）

崇徳六年四月日（白巖寺法堂重剋記）

崇禎年號の最も新しいものに「崇禎紀元後二百六十三年」高宗二七庚寅一八九〇・「崇禎紀元後五壬辰七月日」高宗二九壬辰一八九二があり、高宗甲午の開國紀元まで繼續している。その用法の多様なること驚くべき程で、これを四種に大別できる。

(1) 崇禎 某年・某干支

崇禎元年戊辰一六二八を單位としてその何年または某甲子とするもので、通常の年號の取扱方である。然し十七年甲申一六四一を以て明は亡びたのであるが、その後も繼續して年數を數えることが崇禎紀年の特色といえる。

崇禎八年十月日立

○仁祖乙亥(一六三五)

(明倫堂創建碑)

皇明崇禎十三年庚辰

○仁祖一八(一六四〇)

(金絲墓碑)

崇禎即位後二十八年五月日立

○孝宗乙未(一六五五)

(慈雲寺碑)

崇禎己亥五月日立

○孝宗一〇(一六五九)

(閔箕神道碑)

崇禎五十六年癸亥月日立

○肅宗九(一六八三)

(紫雲書院廟庭碑)

崇禎紀元五十七年甲子立

○肅宗一〇(一六八四)

(鐵瓮築城碑)

(2) 崇禎 某干支後 某年

「崇禎元年戊辰後」・「十七年甲申後」の外に、「崇禎丙子後」・「同甲申後」の某年または某干支がある。「丁卯」一六七は崇禎戊辰の前年であるが、清兵第一回の侵攻を忘れぬ爲めに、丁卯後何年とするのは、崇禎紀年に準すべき性質のものである。「崇禎丙子」は清太宗第二回侵入の年で、丙子禍・丙子役とだけでこの年を表わしている例も多い。

(1) 「崇禎戊辰後」某年の例、「崇禎紀元後」某年も含む。

崇禎紀元戊辰後五十一年戊午十月日重建

○肅宗四(一六七八)

(松廣寺普照國師塔碑)

崇禎紀元戊辰五十五年壬戌六月日

○肅宗八(一六八二)

(李瑛神道碑)

崇禎紀元之五十七年甲子五月廿六日

○肅宗一〇(一六八四)

(寶林寺東塔誌)

崇禎紀元後四十六年癸丑四月日

○顯宗一四（一六七三）

（成三問遺墟碑）

〃 五十四年辛酉五月日建

○肅宗七（一六八一）

（寶月寺重修碑）

〃 二百六十二年月日

○高宗庚寅（一八九〇）

（朝鮮英祖元陵碑）

(㉑) 「崇禎丙子後」何年の例。

崇禎丙子後三十一年丙午十一月立

○顯宗七（一六六六）

（李穡神道碑）

(丙子役) 後三十三年戊申長至日

○顯宗九（一六六八）

（尹槩殉節碑）

崇禎丙子後三十五年庚戌三月日立

○顯宗一一（一六七〇）

（金悌甲忠烈碑）

(㉒) 「崇禎甲申後」某年の例「崇禎紀元後」に甲申後を含む。

崇禎十七年甲申後十六年己亥九月日立

○孝宗一〇（一六五九）

（岬寺事蹟碑）

崇禎甲申後四十年癸亥十月日建

○肅宗九（一六八三）

（金應河廟碑）

崇禎甲申後五十年九月日立

○肅宗二〇（一六九四）

（普賢寺靈岩大師碑）

崇禎甲申後六十三年丙戌二月日立

○肅宗三二（一七〇六）

（通度寺舍利塔碑）

崇禎紀元之後六十年丁卯春

○肅宗一三（一六八七）

（百世清風碑）

崇禎紀元後九十二年歲乙卯十月日立

○英祖一一（一七三五）

（萊州築城碑）

後崇禎四十六年庚午五月日立

○肅宗一六（一六九〇）

（大興寺事蹟碑）

(3) 崇禎再千支—五千支

崇禎後再甲子・三丙子・四辛酉・五壬辰等は、崇禎元年後の二回目甲子、三回目丙子、四回目辛酉、五回目壬辰を指す。稀に十七年甲申後の再・三・四の千支があり、通算に慎重の注意が必要である。また周甲後庚寅・四周甲午・再度乙亥等の表現もある。

崇禎紀元後再庚午

○肅宗一六（二六九〇）

（楞迦寺事蹟碑）

〃 再戊午五月日

○英祖一四（一七三八）

（百川橋重勸碑）

崇禎後再甲子四月日

○英祖二〇（一七四四）

（三印臺事蹟碑）

崇禎再甲申後四十九年壬申六月日

○英祖二八（一七五二）

（月精寺重建碑）

〃 紀元四甲戌八月日

○純祖一四（一八一四）

（萬東廟碑）

〃 後三丙子六月日

○純祖一六（一八一六）

（銀海寺影波大師碑）

〃 紀元後五壬辰七月日立

○高宗二九（一八九二）

（東明王陵紀續碑）

崇禎紀元後再度乙亥端陽月赤牛日跋

○肅宗二一（二六九五）

（佛甲寺古蹟記）

〃 周甲後庚寅冬

○肅宗三六（二七一〇）

（金庚信墓表）

皇明紀元後四周甲午月松門人

○純宗三四（一八三四）

（東笠寺重勸記）

(4) その他

以上の外に崇禎を以てする紀年に種々の表現法が用いられている。たとえば、

崇禎再紀後丙辰六月日立

○英祖一二（一七三六）

（松潭書院碑）

ここにいう一紀は百年を指し、崇禎一〇九年丙辰をいう。また、

崇禎丙午建祠後五十六年辛丑孟秋

○景宗元（一七二一）

（彰義祠碑）

は崇禎丙午、即ち康熙五年丙午<sup>一六</sup>に祠を建ててから五十六年目に再建することを言つたのである。

以上の如く崇禎の紀年法が多岐多様である上に、日常の日記・記録には殆ど干支のみが約二百年間用いられ、儀式的の記述には王の何年と呼び、李氏朝鮮後半の年數を知るは困難を極める。上記の例にも見られる通り、崇禎紀年の大半は墓碑・塔碑・記蹟碑・事蹟書・掛板・冊板等が多く、永く残される目的のものに好んで用いられ、而かも作文的に飾られた爲めに複雑の形式が生れたのである。

(チ) 特殊紀年

特殊の事件を目標として、それから何年といふ年の數え方がある。

(1) 江都紀年

高麗高宗壬辰<sup>一一二</sup>に蒙古の太宗侵攻して高麗は江華に都を移した。元宗庚午<sup>七〇</sup>に至る迄三十九年間が江華時代であり、高麗にとり忘れ難い大事變であつた。そこで「入江都何年」として江華移都を紀年に用いる方法がある。當時の文集・刊經・願文等に屢々見る例であるが、いま手許に資料が無いので三國遺事の文を左に示す。

移御江都四年乙未歲也

〇二三三

（前後所持舍利條）

本朝高廟入江都壬辰年

〇二三三

（同）右

(2) 丁卯・丙子

後金（清）の丁卯・丙子の侵入は、秀吉の壬辰・丁酉の役より遙かに深刻な影響を與え、この事件を年を數うる標準とし

たものがある。たとえば、

丁卯後八十四年庚寅二月日

○肅宗三六(一七一〇)

(忠愍祠碑)

崇禎丙子後三十一年丙午十一月立

○顯宗七(一六六六)

(李穡神道碑)

「崇禎丙子後」につきましては、崇禎紀年條に述べてある。

#### 四 結 語

この小論は今西・小田兩先生の先蹤を追い、朝鮮の紀年法につきていくらかでも補足となることを望んだものである。もと正確な實例の多數を集めて、朝鮮金石誌の序記としてまとめたことがあるが、悉く戦後の混亂で失つてしまつた。今僅少の材料で再びこの問題を取扱うのは無理であつた。特に朝鮮の稱元法につき立派な業績が示されているのに、これを一々比較論評することをせず、結論のみで私見を提出したのは甚だ禮を失していると思う。しかし年號と各種紀年法の記述で餘りに紙數を費したので、「朝鮮の稱元法」の一章を削除して、「王位紀年」として數言で終ることとした。朝鮮の踰年稱元論及び史家の見解につきては、小田先生の論文に盡くされているし、一々これを論評する必要を認めなかつたからでもある。朝鮮は古來「即位稱元法」を墨守して、三國から李氏朝鮮に至り、儒教の徒が踰月・踰年によりこれを裝飾し改修しても、一般民衆は依然古習を繼續したと私は考える。

李氏朝鮮を樹立したのは李成桂自らでなく、朱子學の革新派と一部の武人・吏僚が結束し、李太祖の名望を利用して建てた國といえる。従つて朱子學の經論により國制を整え、その禮論により社會を指導することを目標とし、佛教を撲滅することを考えた學者が多かつた。然し朝鮮國ができ大平が續くにつれて、佛教を保護し深くこれを信仰するものは王室の人々と

武人であり、世祖の如き公然と佛舎を作つた。舊慣固習は理屈で改まるべきでない。王位紀年の如きは乾隆文化の浸潤した肅宗王以後に至り、漸く國民に馴致して、上下踰年稱元を使用するに至つたと言つてよい。

高句麗の永樂・百濟の建興・新羅の延壽を年號と見ることに、學者の内に疑問を持つものも少くないと思ふ。偶然に現われた金石文の一部であつて、類例を見ることができないからである。しかし新しい資料發見の望めない今日の材料では、これを年號と見なくては解釋されないのである。これにつき識者の高見を待つもの私一人ではない。

避諱年號につきましては中國の文獻・金石文を引用すべきであるが、金石萃編その他二三の金石書では到底目的を達し難く、朝鮮の材料で而かも僅かの手許のもののみで我慢せざるを得なかつた。博雅の士の示教を望むのである。

建國紀年・三元甲子・佛誕紀年・崇禎紀年は朝鮮獨自のものが多く、その用例につきましてはもつと多數の適當のものを探ることが出来る。三元甲子は宋・元の墓誌その他の例を見たことがあるが、これも單に朝鮮に於ける使用の實例を示すに止まつた。佛誕紀年に至つては當然唐と日本との傳統をさぐり、朝鮮のそれが何れから來たかを考うべきである。佛敎史家の研究に觸れることをさけたのは、朝鮮に紀年として行われた實例だけを紹介し、佛傳とか、佛統のむつかしい問題はここに必要がないと考へたからに過ぎない。崇禎紀年の種々の形式はまだまだ見出せるが、朝鮮史料を取扱ふにはこれで十分と思う。暇と機會とがあつたら、朝鮮史研究年表なるものを作り、當該年の實際使用の年號または甲子を一目瞭然たらしめたいと思ふ。實はこの種の年表を示してからこの問題を論ずべきであると思つたのであるが、まだ學者の實用になるほどのものができていないのである。

(東京藝術大學教授) ———— 三三・二・二五 ————